

千葉県小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、消防法施行令の改正に伴いスプリンクラー設備及び自動火災報知設備並びに消防機関へ通報する火災報知設備（以下「スプリンクラー等」という。）の設置の義務が生じた小規模福祉施設の運営法人に対し、スプリンクラー等の早期設置を促し、入居者の防火安全対策を図ることを目的として、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉県介護基盤緊急整備等臨時特例交付金実施要綱の第3（4）アに規定する既存小規模介護施設等の消火設備整備事業の交付の対象となる事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助事業の対象となる施設又は事業所を運営する法人とする。

(補助金額の算定)

第4条 補助金額の算定に必要な事項は次に掲げるとおりとする。

補助対象経費	<p>スプリンクラー等設備の整備（スプリンクラー等設備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に係る工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>
補助単価	<p>(1)延床面積1,000㎡未満の場合 9千円/㎡</p> <p>(2)延床面積1,000㎡以上の平屋建ての場合（小規模多機能型居宅介護及び軽費老人ホームについては、1,000㎡以上の場合）17千円/㎡</p> <p>(3)延床面積300㎡未満の認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護（要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る。）に自動火災報知設備を設置する場合 1,000千円/施設</p> <p>(4)延床面積500㎡未満の認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護（要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る。）に消防機関へ通報する火災報知設備を設置する場合 300千円/施設</p>
延床面積	県の示す方式により算定した施設又は事業所の延床面積
補助基準額	スプリンクラー補助単価×延床面積+自動火災報知補助単価+火災通報装置補助単価
補助基本額	補助対象経費の総額と補助基準額とを比べ少ない方の額

補助率	10分の10
補助金額	補助基本額×補助率（千円未満切捨て）

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をする場合は、補助事業の着手前に、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業者は、納めるべき市税（延滞金を含む）に未納があつてはならない。
- （2）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札又は5者以上の指名競争入札に附し、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- （3）補助事業を行うためにスプリンクラー等設置工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- （4）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （5）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （6）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「当該財産」という。）については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）において定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- （8）当該財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （9）市長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （10）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- （11）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- （12）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(13) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(14) その他市長が必要と認める事項

2 補助事業者が前項による条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)による。

(市税納付の確認)

第8条 市長は、第6条第1項第1号に規定する条件について、市税納付状況確認のための同意書・市税納付状況調査票(様式3号)により必要と認めるときに調査する。

2 前項の調査の結果、補助事業者の納めるべき市税(延滞金を含む)に未納が判明した場合には、補助事業者は、納付を完了し、納税証明書及び市長の必要と認める書類を提出しなければならない。

(補助事業者の契約)

第9条 補助事業者は、第6条第2項に規定する条件について、入札方法届出書(様式第4号)を交付の申請の時までに、入札結果報告書(様式第5号)を入札を行った日から10日以内に、市長に提出しなければならない。

(計画の変更)

第10条 補助事業者は、第6条第1項第4号の規定による承認を受け、補助金の変更交付の申請をしようとする場合は、市長の指定する期限までに千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金変更交付申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による変更交付の申請があった場合は、規則第4条に準じ変更交付の決定を行う。

2 前項の変更交付の決定は、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知する。

(計画の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、第6条第1項第5号の規定による承認を受けようとする場合は、市長の指定する期限までに千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認する場合は、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により通知する。

3 市長は、前2項の規定により申請を承認する場合には、条件を附することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第13条 第6条第1項第10号の規定により行う報告は、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第10号)による。

2 前項に規定する報告は、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支

社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき行うこと。

- 3 市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(事情変更による決定の取消等)

第14条 規則第8条の規定により決定を取消す場合は、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金事情変更による交付決定取消通知書(様式第11号)により通知する。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取消そうとする場合は、補助事業者に対し調査に必要な書類等の提出を求めることができる。

- 3 補助事業者は、前項に規定する書類等の提出を求められた場合は、市長の指示する期限までに提出しなければならない。

(状況報告)

第15条 規則第10条に規定する状況報告は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、工事の着手状況について、着工日から10日以内に千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助事業工事着手報告書(様式12号)により市長に報告しなければならない。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長から指示のあった補助事業者は、指定する期限までに、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助事業状況報告書(様式第13号)により進捗状況を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、規則第12条の規定による報告をしようとする場合は、補助事業が完了した日(中止(廃止)の承認を受けた者にあつては承認を受けた日)から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助事業実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該年度内に補助事業を完了せずに翌年度へ繰越す場合は、前項に規定する実績報告書とともに、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助事業年度終了報告書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 規則第13条の規定による通知は、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金額確定通知書(様式第16号)による。

- 2 市長は、前条第2項に規定する年度終了報告書が提出された場合は、補助金額の確定は補助事業完了後に行うこととする。

(補助金の交付の時期)

第18条 補助金は、前条により確定した額を、補助事業の終了後に一括して交付するものとする。

(交付の請求)

第19条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求する場合は、市長の指定する期限までに千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金交付請求書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第20条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金交付決定取消通知書(様式第18号)による。

(補助金の返還)

第21条 規則第18条第1項又は第2項の規定による命令は、千葉市小規模福祉施設スプリンクラー等設置費補助金返還命令書(様式第19号)による。

2 補助事業者は、前項の規定により返還の命令を受けた場合は、市長の指定する期限までに補助金を返還しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月17日から施行する
- 2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年12月14日から施行し、平成23年度分の予算に係る補助金について適用する。